

別記十四

警告書

賃社争議勸告以来既に半ヶ月に亘るも未だ解決を見ず事態は更に悪化せんとしつゝあり如斯は更情の如何に不拘社会的責任として一に賃社の責任をばきものなり今内外の憂慮急迫文字通り未曾有の重大非常時に際し拳闘一俣國難打開に協力邁進すんば秋労働争議の事と一俣らに遷延激化せしむるは断じて許さざる所なりよきく優忍意識の下に労働一件事業協力を本旨とし賃社は進んで待遇改善に留意し労働者の不満を解消し得ざるべからざるも我等も亦大体に於て之に同意せざるを得ず賃社に於ても当然之が経済的解決を固らうべく誠意を以て其の大部分を容認せらるべきものと確信す然れ共後業員の背後にありて糸を引き不逞の意図の下に健実なる後業員を煽動しつゝある東交社大労働協等の一連の共産乃至社会民主主義者に依る赤色人民戦隊拡大の意図を識するは極めて明白なる事與して此の一端に於て我等の衷心遺憾とするは余り彼等が民生生活安定に努力するやよしとされども我等は絶対相容しざる共の不逞なる赤色の心腹と指導精神とを全日本人民の恥と絶對に許容する能はざるものなり此れ根本的向題なり依つて賃社に於ては後業員を操りつゝある背後の赤い魔手一團の内敵人民戦隊一派を一掃批撃之れと視脱し全後業員争議団自作との直接交渉に依つて労働一件の解決を固り社会不安を排除せらるんことを一併映々の解決以て敢へて警告するものなり

昭和十一年九月十七日

大日本生産党政業支部

東京乗合自動車株式会社

社長 井上篤太郎 殿

別記十五

警告書

今回賃争議団が東都バス会社に対して待遇条件の改善を要求し争議に這入つた事は客観的に見ても適に止むべきものであり我等も亦向懸に懐へない然れ共賃争議団の指導は東交社大労働協等に依りて成されつゝあるは我等が極めて遺憾とする所である之等の集団は茲に更めて之を小さくもなく我等と絶対相容しざる共産又は社会民主主義を信奉しを体以後に及対し又軍交戦中此スローガンと唱へては労働争議に今又之を内争算に絶対反対に新斥赤口共産党の指令を奉じて所謂「アソシエイト」人民戦隊の旗一旗大に意圖し之が元兇勢力であることは疑なくもない 現下の我日本は文字通り内憂外患危急存亡今日より甚しきはなからず此の重大非常時に際してはいつくも日本人民の血を流さずものは各人其の分野に於ては労働社会の爲め奉る犠牲の一端を盡さなくてはならぬ然るに東交社大労働協等の一連は斯く祖國の危急を毫末も省みずオモイニインテリと通謀して祖國の大義と社会正義に立脚せる鬱然たる新共産主義運動の必然的大勢を目して「アソシエイト」下下を抗去勢せん事を期し赤色人民戦隊の支配権を握るべく、ある不倶戴天の内敵存在である